

2012・06・22 監事第1号
平成24年6月25日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 河野博文 殿

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

監事 窪田 寛 印

監事 名村 優 印

監査報告書

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23事業年度における業務及び会計について監査を実施した結果は、下記の通りである。

記

1. 監査の方針（重点項目）

適法性監査を基本としつつ、重要事項については経済性、効率性、有効性、透明性などを考慮するという方針のもと、平成23年度においては以下を重点項目として監査を実施した。

- (1) 中期計画及び平成23年度計画の実施状況
- (2) 予算の執行状況
- (3) 契約の適正状況
- (4) 波方及び倉敷における国家石油ガス備蓄基地の建設状況
- (5) 内部統制の状況

2. 監査方法の概要

- (1) 役員会その他業務の運営に関する会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、機構の各部・グループから業務の実施状況等を聴取した。
 - ・ 会議出席：役員会、採択検討委員会、三役レク、専門部会など
 - ・ 閲覧件数：990件

- ・ 各部ヒアリング:18部1グループ1室(平成24年5月14日～6月1日)
- (2) 機構の国内支所(平成23年7月～平成24年1月)及び海外支所(平成23年7月～平成24年2月)において業務、会計及び財産の状況を監査した。
 - ・ 国内備蓄基地事務所(13事務所中4):菊間、むつ小川原、上五島、七尾
 - ・ 国内備蓄基地事業所(2事業所中2):波方、倉敷
 - ・ 松尾管理事務所
 - ・ 金属資源技術研究所
 - ・ 海外事務所(14事務所中5):ボツワナ、ロンドン、北京、中東、シドニー
- (3) 財務諸表及び決算報告書については、会計監査人である新日本有限責任監査法人から監査の都度、報告及び説明等を受け、検討を加えた。
 - ・ 監査状況報告:平成23年12月～平成24年6月 合計8回
 - ・ 決算監査報告:平成24年6月20日
- (4) 監査室と定例の意見交換会を持ち情報共有に努め、監査の質の向上を図った。

3. 監査結果に対する監事の意見

- (1) 財務諸表等について
 - ① 財務諸表は、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されており、適正に表示しているものと認める。
 - ② 決算報告書は、機構の予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
 - ③ 事業報告書は、機構の業務実施状況を正しく示しているものと認める。
 - ④ 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (2) 業務の実施状況について
 - ① 各部・グループ、国内及び海外の支所に対する業務監査の結果、関係法令もしくは機構の諸規程類に違反する重大な事実は認められない。
 - ② 中期計画及び平成23年度計画の実施状況

機構は資源・エネルギーの安定供給及び環境保護を目的に、探鉱資金の供給等石油・天然ガス及び金属鉱物の探鉱・開発促進に必要な業務、石油・石油ガス及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務、金属鉱業等における鉱害の防止に必要な資金供給その他支援業務を担っている。

天然ガスや金属鉱物資源確保の要請の高まりの中で、資源外交支援、機構自らが実施する調査・研究、日本企業の行う資源探査や資源開発事業への金融的支援、備蓄等、いずれの分野でも活発な活動を展開している。

また、業務運営の効率化・適正化の主要課題である一般管理費・業務経費等の削減等については、中期計画の目標値を上回るペースでの削減が行われている。

③ 予算の執行状況

機構が年度計画の達成を通して中期目標を実現するために、理事長は四半期ごとに各本部から予算の執行状況を聴取し、業務の改善指示及び予算の再配賦を行なうなど予算の適切な運用を通して業務の統制に努めている。

機構の業務は、機構自らが行う調査や探査、研究・開発、備蓄等の事業のほか、委託事業や資源保有国等との協力・共同事業、民間会社の行う事業への資金供給業務など多岐にわたっており、資源保有国等との交渉が難航しているものや共同事業等の相手方の事情により作業の遅延や変更が発生するなどにより、執行残及び次年度への繰り越しが生じている。これらについては機構が作業工程等を十分コントロールできないものも多いが、よりきめ細かな現状把握と対処、弾力的な予算再配分等を実施し、効率的な予算執行が行われることを期待する。

④ 随意契約削減の状況

平成 19 年 7 月に設置した「随意契約削減検討会議」及び平成 21 年 12 月に設置した外部有識者及び監事から成る「契約監視委員会」における点検・見直しを中心に随意契約の削減及び契約の適正化を推進している。

機構は、平成 22 年 4 月に策定した「随意契約等見直し計画」の達成に向け、随意契約削減検討会議による事前チェックと契約監視委員会によるモニタリングを重ねて競争性のない随意契約の削減を図ってきた。平成 23 事業年度の随意契約比率は、件数ベースで 16%（平成 20 年度 54%）、金額ベースでも 16%（平成 20 年度 64%）であり、金額ベースでは目標水準に到達している。

他方、一者応札・一者応募の削減に向けては、e-mail による情報発信、十分な公告期間の確保、英語による公告の実施等の努力が続けられているが、必ずしも効果が上がっていない。この点も踏まえ、今後の契約の適正化の方策・方向性につき再度検討を開始する段階に達していると考ええる。

⑤ 波方及び倉敷における国家石油ガス備蓄基地の建設状況

波方基地においては平成 19 年 9 月に配管堅坑金属管発錆問題が確認され、金属管を抜き取り抜本的な防食対策を講じた上で再設置し、配管等の据付工事を平成 23 年 12 月に完了。トラブル後の新たな工事スケジュールに従い岩盤貯槽工事を実施しており、厳しい面はあるものの平成 24 年度末完工の達成が見込まれる。

倉敷基地においても岩盤貯槽工事に際し大量の湧水に遭遇したため、経済性・工程確保に留意しつつ可能な範囲で貯槽レイアウトや形状の変更、グラウトの追加等の対策、さらには波方基地で採用した金属管防食対策も行い、

現在までに地下工事は終了、本年11月完工に向け最終段階に到達している。

両基地とも、大きなトラブルによる遅延はあったが、計画変更後においては着実に工事が進められていると評価できる。ただ、工事の遅延が想定外の事態から生じるというケースもあるため、予測の困難なリスク等について再度考慮の上、予定通りの完工を期待する。

⑥ 内部統制の状況

機構の意思決定は、稟議書による文書決裁によることが決裁規程で定められている。同時に、重要な意思決定については文書決裁に先立ち内部で十分な検討を行うため、毎週、役員会を開催し、業務スケジュール・業務課題の確認を行い、必要に応じて関係役職員による検討の場を設けて、徹底した議論を行なうなど理事長によるガバナンスの強化に努めている。

内部統制は機構の業務の有効化、効率化を図るうえで重要であるばかりでなく、監査を通じての業務の適正化にも大きく寄与するところから、今後も内部統制システム、内部監査人員の拡充等、一層の整備に努めることが期待される。

(3) 不正防止のための取組の状況

三次元物理探査船「資源」運航業務を巡る収賄容疑で元職員が逮捕されたことを受けて、機構は、再発防止に向け以下のような、契約の適正化及び内部統制・コンプライアンスの強化等の措置を講じている。

- ・ 予定価格審査の厳格化
- ・ 契約先審査の厳格化、業者登録の拡大
- ・ 文書起案に関する諸規程・マニュアルの改訂、それに伴う研修の実施
- ・ コンプライアンス意識の向上を目的として、「コンプライアンス宣言」の制定、全職員を対象としたコンプライアンス研修、eラーニング研修、小冊子の配布等を実施
- ・ コンプライアンス外部通報窓口の設置
- ・ 「事業資金の適正使用のためのアクションプラン」制定

以上

独立監査人の監査報告書

平成24年6月20日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 河野博文 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 樋澤 克彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江戸川 泰路 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23事業年度のすべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）及び勘定別損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（すべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）及び勘定別損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の石油天然ガス勘定、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定、金属鉱業一般勘定、金属鉱業鉱害防止積立金勘定及び金属鉱業鉱害防止事業基金勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<通則法が要求する利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)並びに決算報告書に対する意見>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23事業年度の各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)並びに各勘定に係る決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)並びに決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)を作成すること並びに予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)が法令に適合して作成されているか並びに決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

通則法が要求する利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)並びに決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<事業報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23事業年度の事業報告書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書(会計に関する部分に限る。)が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成24年6月20日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 河野博文 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 樋澤 克彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江戸川 泰路 印
業務執行社員

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23事業年度の連結財務諸表、すなわち、石油天然ガス勘定、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定及び金属鉱業一般勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。

連結財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の石油天然ガス勘定、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定及び金属鉱業一般勘定に係る勘定別連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上